



シリーズ・国保

国民健康保険の財政は、危機的状況です！

特定健診を受診した場合と受診していない場合の生活習慣病にかかっている方の一人当たり医療費は、特定健診を受診していない場合の方が、統計的に「約27万円」高くなっています。特定健診の受診の有無により、医療費も増減することになりますので、国民健康保険の皆様も特定健診を受診するようお願いいたします。

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険の現状

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料(税)の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、また財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えています。



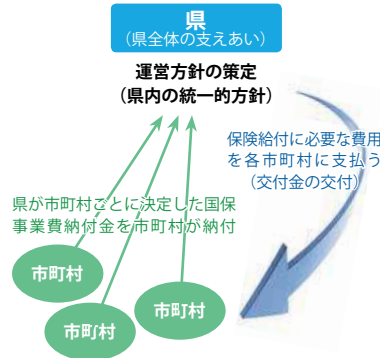
国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から県と市町村が共同で国保を運営します。

見直しの柱

- ◆国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援(公費拡充)を行います。
- ◆県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

見直しによる主な変更点

- ◆平成30年度から、県も国民健康保険の保険者となります。(資格や保険料(税)の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。)
- ◆平成30年度以降の一言更新から、新しい被保険者証等には、居住地の県名が表記されるようになります。



平成30年度からの県と市町村の役割

県の主な役割

- 安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担います。
- ◆具体的には：国保運営方針(県内の統一の方針)を定め、市町村の事務効率化・標準化・広域化などを推進します。

市町村の主な役割

- 国民健康保険の窓口は平成30年4月以降も引き続き市町村(志布志市役所)です。
- ◆市町村(志布志市役所)が行う事務：
 - 被保険者証等の発行
 - 住所変更や加入脱退の手続き
 - 高額療養費やその他療養費に係る手続き
 - 特定健診などの保健事業の実施
 - 保険料(税)の賦課・徴収 など

■問い合わせ先：保健課 国民健康保険係 Tel: 474-1111 (内線：122～125)

志布志市の税金に関することや滞納処分の状況をご紹介します。

不動産公売会を実施します。

市では、公正な滞納処分に資するため以下の財産について公売を実施します。

- ◆公売方法：入札方式
- ◆携行品：印鑑(認印可、シャチハタ不可)、身分証明書(運転免許証等) 公売保証金(現金または小切手で納めてください。)
- ※代理人による入札の場合、委任状及び代理人の印鑑・身分証明書
- ◆その他：いずれも公簿表示で現況渡しです。
- ◆入札日時：平成30年2月22日(木) ●9時30分受付 ●10時入札
- ◆入札会場：市役所本庁 別館2階C会議室

売却区分番号	公売財産の名称、性質及び数量	見積価額	公売保証金
29-43	松山町新橋字前ノ窪 3696 番 1 畑 971㎡ 松山町新橋字前ノ窪 3697 番 1 畑 1,209㎡	453,000円	—
29-44	松山町泰野字堀之内 3274 番 4 田 646㎡	94,000円	—
29-45	松山町尾野見字大野原 894 番 509 田(現況：畑) 2,439㎡	537,000円	60,000円
29-46	松山町尾野見字野久尾 1809 番 2 畑 1,099㎡	299,000円	—

※売却区分番号 29-43 から 29-46 は農地のため、入札に参加するには「買受適格証明」を提出していただきます。「買受適格証明」については、1月31日(水)までに申請してください(転用しようとする場合の申請はできません)。詳細については、志布志市農業委員会 Tel: 099-487-2111 (内線 302) までお問い合わせください。

※公売物件の詳細については、ホームページ及び本庁・各支所窓口にあるチラシをご覧ください。

問 本庁 税務課 滞納整理係 Tel: 474-1111 (内線 153)

今月の納税

- 市県民税(4期)
- 国民健康保険税(8期)
- 介護保険料(8期)
- 後期高齢者医療保険料(8期)

納期限：12月25日(月)

口座振替日：12月25日(月)

口座振替をされる方は、口座振替日の前日までに残高確認をお願いします。

※納税証明等の交付について

金融機関等で納付してから市役所で納付確認ができるまで、約1週間程度かかる場合があります。納付後、早急に納税証明等が必要な場合は領収書等をお持ちの上、交付請求していただきますようお願いいたします。

平成29年度滞納処分等実施状況について

◆差押えを実施した件数 (平成29年度4～10月) **179件**

差押えの内容：

- 債権：49件 ●預貯金：98件
- 不動産：20件 ●給与：11件
- 動産：1件

生活状況により一度に納税することが困難な方や失業・病気等で収入がない方につきましては、本庁・各支所の税務窓口で納税相談を実施しています。

特別な理由もなく滞納を続けられますと、他の納税者との公平を保ち、大切な市税を確保するため、財産(給与、預金、不動産など)を差し押さえることになります(法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は、「財産を差し押さえなければならない」と定められています)。

問 本庁 税務課 Tel: 474-1111 滞納整理係(内線 152・153) 収納管理係(内線 147・148)